

株式会社 ヒューマンサービス山梨 運営規定 (指定訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ヒューマンサービス山梨が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護福祉又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 株式会社 ヒューマンサービス山梨
2 所在地 南巨摩郡富士川町長沢687番地2

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名 (常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。

- 2 サービス提供責任者 2 名以上（常勤・管理者と兼務 1 名）サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- ### 3 訪問介護員等

10名以上（サービス提供責任者2名以上を含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

- 4 事務職員 1 名 (常勤職員)

訪問介護等、介護に関する事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年末年始を除く毎日営業

(12月30日から1月3日までは除く)

- 2 営業時間 午前 8 時から午後 5 時までとする。
- 3 電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第 6 条 指定訪問介護の内容、及び利用料の額は次のとおりとする。

- 1 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の信頼を得られるよう事前に重要な事項について説明を行い、関係者の理解を得る。
 - ① 個別サービス計画（訪問介護計画など）の作成に当たっては、その内容について利用者の同意を得なければならない。

また、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付する。
 - ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。
- 3 指定訪問介護を提供した場合の利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときはその 1 割、2 割又は 3 割とする。

(1) 訪問介護費

厚生労働大臣の定める「訪問介護費」のとおり。

(2) その他加算

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）（R 8.6.1～）

国の施策により、介護職員の賃金改善の水準を維持するためとして、所定介護費に 26.6% の加算があります。

※小数点以下は四捨五入

② 特定事業所加算（Ⅱ）（R 3.4.1～）

(緊急時等における対応方法)

第 7 条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、又は近隣の医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

富士川病院	0 5 5 6 - 2 2 - 3 1 3 5
峡南病院	0 5 5 6 - 2 2 - 4 4 1 1
くつま整形外科医院	0 5 5 6 - 2 2 - 6 6 8 8
くぼた内科医院	0 5 5 6 - 2 2 - 0 3 0 1
飯富病院	0 5 5 6 - 4 2 - 2 3 2 2

(事故発生時の処置)

第 8 条 訪問介護員等は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置をすみやかに報告する。

2 上記報告内容に基づき、社長は当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するとともに、市町村にすみやかに報告する。

(安全管理体制)

第 9 条 事業所の安全管理体制については、優先課題として取組み、その体制については管理者を責任者とする。

管理者不在等の場合は、サービス提供責任者をしてあてる。

2 定期的に訪問介護員等の安全教育を実施し、訪問介護員また利用者の安全に努める。

(苦情の受付及び処理)

第 10 条 利用者及びその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告する。

(通常の事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

南巨摩郡 富士川町、身延町の一部の区域とする。

西八代郡 市川三郷町の区域とする。

南アルプス市の一部の区域とする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、感染症及びまん延防止のため以下の措置を行う。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して

行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に徹底周知を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時に備え、継続的に業務を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（研修等）

第15条 訪問介護事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② その他の研修 年 2回程度

（守秘義務）

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

第17条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は訪問介護事業所の管理者と（株）ヒューマンサービス山梨の協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- ・平成 14 年 4 月 12 日 改訂
- ・平成 15 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 17 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 18 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 24 年 2 月 16 日 改訂
- ・平成 24 年 4 月 1 日 改訂
- ・平成 27 年 8 月 1 日 改訂
- ・平成 28 年 11 月 1 日 改訂
- ・平成 29 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 2 年 2 月 1 日 改訂
- ・令和 4 年 2 月 1 日 改訂
- ・令和 4 年 10 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 4 月 1 日 改訂
- ・令和 6 年 6 月 1 日 改訂
- ・令和 8 年 6 月 1 日 改定